

求職者給付申請 チェックリスト

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

求職者給付申請チェックリスト

受給資格

- 離職日以前2年間に、被保険者期間が12か月以上ありますか？
- 会社の倒産・解雇など会社都合での離職、または正当な理由のある自己都合退職などの場合、離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ありますか？
- 積極的に就職しようとする意思があり、いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）がありますか？
- 現在、積極的に仕事を探しているにもかかわらず、職業に就いていませんか？

手続きと受給開始までの流れ

- 住所地を管轄するハローワークの場所を確認しましたか？
- 以下の必要書類を準備しましたか？または準備の目処が立ちましたか？
 - 離職票（1および2）
 - マイナンバーカード（または通知カード＋身元確認書類）
 - 写真
 - 印鑑
 - 本人名義の預金通帳
- ハローワークに求職申込み後、7日間の待期間があります。

求職者給付申請チェックリスト

給付制限

会社の倒産・解雇など会社都合による離職、または正当な理由のある自己都合退職などで、給付制限がないケースに該当しますか？

上記以外で自己都合退職の場合、給付制限期間は原則待期満了の翌日から1か月（離職日以前5年以内に自己都合退職等による給付制限を2回受けている場合、3回目以降の離職では3か月）です。

指定の教育訓練を受講する場合、自己都合退職でも給付制限期間なしで受給できます。

ご自身の責めに帰すべき重大な理由による解雇等の場合、給付制限期間が3か月になります。

受給額の目安

基本手当日額の計算方法は「賃金日額 × 給付率」です。給付率は50～80%で、賃金が低い方ほど高くなります

基本手当日額には上限額と下限額があります。

所定給付日数（90日～360日）は、年齢、被保険者期間、離職理由、就職困難者かどうかなどで異なります。詳細はハローワークで確認しましょう。